

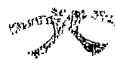
島原市監査委員公表第1号

財政援助団体等監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知がなされたので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年5月16日

島原市監査委員 徳永 清己

島原市監査委員 永田 光臣

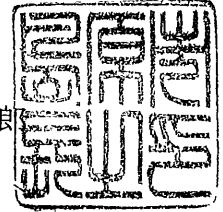


令和4年4月19日

島原市監査委員 徳永 清己 様

島原市監査委員 永田 光臣 様

島原市長 古川 隆三郎



令和3年度 財政援助団体等監査の結果報告書に係る
措置等の状況について

標記のことについて、地方自治法第199条第9項の規定により提出された
監査の結果に関する報告に対し、同条第14項の規定による措置等の状況につ
いて別紙のとおり報告します。

監
令 - 4. 4. 19 和
保存 年

令和3年度実施

財政援助団体等(公の施設の指定管理者)監査結果報告書

に基づく措置等の内容

指摘事項等	措置等の内容
【有明支所】 ① 指定管理者による島原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条（事業報告書の作成及び提出）の規定により、事業報告書の提出が期限までに行われていることが確認できたが、その報告事項の内容は、島原市有明福祉センターの管理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）並びに島原市有明福祉センター管理仕様書（以下、「管理仕様書」という。）に定められる管理業務に対する報告として、報告内容の簡略化や添付書類の不足など見受けられ、要件を満たせていない内容であることを確認した。 ついては、管理業務に関する適正な報告を行うよう努められたい。 なお、指定管理施設の所管課（以下、「所管課」という。）としても、指定管理業務の履行確認や進行管理を適切に行っているとは判断ができない。指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。	島原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条に定められる事業報告書については、事業計画書の内容を踏まえた事業報告を行うように改善する。 また、指定管理業務の履行確認や進行管理については、定期または随時に実地調査を行いながら、適正に執行するよう努める。

② 指定管理者が管理仕様書により行う設備点検（法定点検も含む）、警備業務及び機器保守などの結果に関する報告が、所管課へなされていないことを確認した。 ついては、結果による不具合や異常の有無に関わらず、随時ではなくとも定期的に所管課へ報告するよう努められたい。 なお、所管課としても指定管理業務の履行確認や進行管理を適切に行っているとは判断ができない。指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。 ③ 基本協定書第29条第1項（利用料金収入の取扱い）並びに島原市有明福祉センター条例第14条第2項（利用料金）の規定に準じた利用料金決定がなされていないことを確認した。 ついては、両規程に沿った経過により利用料金の決定を行うよう努められたい。 なお、所管課としても指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。 ④ 基本協定書第23条第1項（業務計画書）の規定により、指定管理者から市へ提出された業務計画書（事業計画・収支予算など）の変更に際し、基本協定書第23条第2項の規定に準じ、両者での協議が行われていないことを確認した。 ついては、業務計画書とは指定管理施設の適正な管理を行うための根幹となるものであるため、変更等が生じる際は双方合意のもとに決定を行い、指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。	指定管理者が管理仕様書により行う設備点検（法定点検も含む）、警備業務及び機器保守などの結果に関する報告については、点検時等に業者より提出される報告書の写しを提出してもらい状況を把握して適正に対応する。 利用料金については、基本協定書や条例に基づいて適正に利用料金を決定する。 決裁文書によって行った利用料金の取扱いについては、指定管理の基本協定書を締結し直す度に、その都度決裁を取り直し、指定管理事務が適正に執行されるよう努める。 指定管理者から提出された業務計画書の金額と実際の指定管理料に差異が生じた時は、指定管理者と協議の上、業務計画書と差異が生じないように調整する。
--	---

⑤ 指定管理者から市への管理運営に関する定期報告として、基本協定書第24条第2項（事業報告書等）の規定により、月次ごとの指定管理施設の利用関連数値（利用者数や利用料金など）の報告が行われていることが確認できたが、島原市公の施設の指定管理者の手続等に関する条例第7条（業務報告の聴取等）の規定による、所管課での指定管理施設の管理運営に関する指定管理者への聴き取りや現状調査などは行われていないことを確認した。 ついては、指定管理施設の所有者である市の目線での管理運営の現状把握や指定管理者へ聴き取りをするなどの情報収集を行い、更なる指定管理施設の適正かつ効率的な管理運営となるよう努められたい。 【社会福祉法人 島原市社会福祉協議会】	島原市公の施設の指定管理者の手続等に関する条例第7条に規定されている「業務報告の聴取等」については、定期または臨時に報告を求め、実地に調査し、必要な場合は指示を行い、指定管理施設の適正かつ効率的な運営となるように努める。
① 指定管理者による島原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条（事業報告書の作成及び提出）の規定により、事業報告書の提出が期限までに行われていることが確認できたが、その報告事項の内容は、島原市有明福祉センターの管理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）並びに島原市有明福祉センター管理仕様書（以下、「管理仕様書」という。）に定められる管理業務に対する報告として、報告内容の簡略化や添付書類の不足など見受けられ、要件を満たせていない内容であることを確認した。 ついては、管理業務に関する適正な報	事業報告書を基本協定及び管理仕様書に基づき、過不足のない適正な報告を定期的にいたします。

告を行うよう努められたい。 なお、指定管理施設の所管課（以下、「所管課」という。）としても、指定管理業務の履行確認や進行管理を適切に行っているとは判断ができない。指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。 ② 指定管理者が管理仕様書により行う設備点検（法定点検も含む）、警備業務及び機器保守などの結果に関する報告が、所管課へなされていないことを確認した。 ついては、結果による不具合や異常の有無に関わらず、随時ではなくとも定期的に所管課へ報告するよう努められたい。 なお、所管課としても指定管理業務の履行確認や進行管理を適切に行っているとは判断ができない。指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。 ③ 基本協定書第29条第1項（利用料金収入の取扱い）並びに島原市有明福祉センター条例第14条第2項（利用料金）の規定に準じた利用料金決定がなされていないことを確認した。 ついては、両規程に沿った経過により利用料金の決定を行うよう努められたい。 なお、所管課としても指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。	管理仕様書により行う各種委託業務等の報告を定期的に市所管課へ報告いたします。 事業計画書の提出時に「利用料金一覧表」を添付し、利用料金決定の経過を明確にいたします。
--	--